

2025年5月1日

組 合 員 各 位

三重県石油商業組合

理事長 亀 井 喜 久 雄

当面の燃料油価格支援策(定額引き下げ措置)に関するご連絡

既に報道等でご承知のことと存じますが、政府は現在、燃料油価格激変緩和対策事業で行っているガソリン等燃料油への補助金制度を組み直し、定額の引き下げ措置を導入すると公表しました。

この定額引き下げ措置は足元の物価高にも対応する観点から実施されるもので、5月22日(木)から開始され、旧暫定税率の扱いについて結論を得て実施されるまでの間、実施されます。補助対象油種は激変緩和対策事業から変更はありませんが、旧暫定税率の課税の有無により補助額が異なります。具体的には、旧暫定税率が課せられているガソリン・軽油は10円、課せられていない灯油・重油については5円となります。

また、この定額引き下げ措置では、激変緩和対策事業のように、『全国平均で185円程度を目指す』というような『制度を行うにあたっての価格の目安』はなくなります。補助後の市場価格の変動が大きくなる場合には、流通の混乱が生じないよう、『1回あたりの変動幅を最大5円程度に抑えながら段階的に移行していく』ことが示されております。具体的な定額支援への段階的移行のイメージにつきましては、添付資料1をご確認ください。

このほか、資源エネルギー庁および公正取引委員会の連名により、制度移行に際して、『卸価格及び適切な供給に要する費用を反映した適正価格での販売』や、『独占禁止法違反と疑われるような行為をしないよう、法令遵守体制の確認・強化への適切な取り組み』等、石油販売業界への協力要請が届いております(添付資料2)。組合員各位におかれましては、本件をしっかりとご認識くださいますよう、よろしくお願いいたします。

【添付資料】

1. 当面の燃料油価格支援策(定額引き下げ措置)について (説明会資料)
2. 新たな燃料油価格支援策(燃料油価格定額引下げ措置)への移行に伴う御協力について(依頼)

以上

当面の燃料価格支援策（燃料油価格定額引下げ措置）について

- 当面、当分の間税率（以下、旧暫定税率という）の扱いについて結論を得て実施するまでの間、足元の物価高にも対応する観点から、現行の燃料油価格激変緩和対策事業を組み直し、定額の価格引下げ措置を実施する。
 - 定額の引下げ幅については、すぐに使える基金を活用し速やかに実施することや、足元の物価高にも対応する観点を踏まえ、
 - ・ 旧暫定税率が課されているガソリン・軽油については10円
 - ・ 旧暫定税率が課されていない重油・灯油については5円、航空機燃料※については4円とする。
- ※ 航空機燃料については、従前、ガソリンの補助額の4割とされていたことを踏まえ、定額10円の4割相当の4円とする。
- これらの引き下げ措置を、1ヶ月程度の周知期間を経た上で、5月22日から実施する。
 - なお、定額支援への移行時において、補助後の市場価格の変動が大きくなるおそれがある場合は、流通の混乱が生じないように、1回あたりの変動幅を最大5円程度に抑えながら段階的に移行する。

定額支援への移行時における段階的な対応

1. 新制度開始の最初の週（5月22日～28日）

- 5月29日の全国平均の小売価格が**5円**引き下がるように5月22日から補助を開始

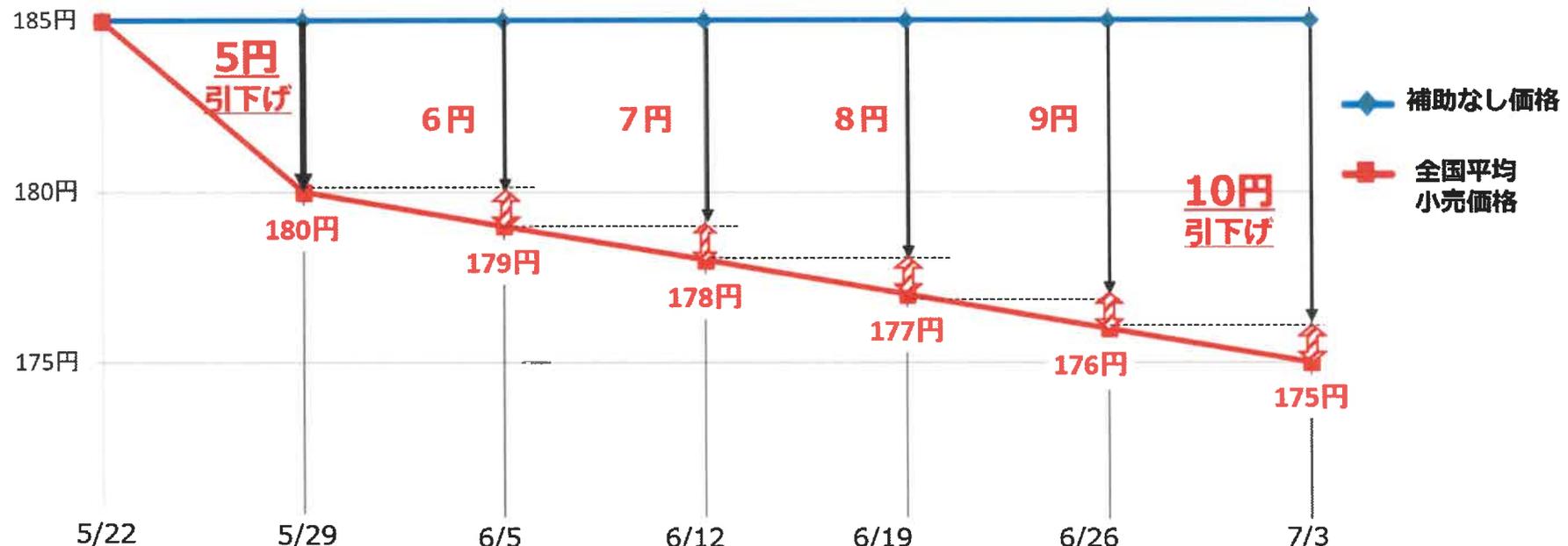
2. 次の週以降

- 定額支援10円に達するまで、全国平均の小売価格が毎週1円下がるように補助を追加。
（油価の上昇により補助なし価格が上昇する場合、上昇分を打ち消し、更に1円補助を追加。）
ex. 次の週に補助なし価格が2円上昇した場合、上昇打消分2円+追加1円引き下げ分の3円が追加され、初週より6円値下げとなる。但し補助は最大10円。
- なお、補助なし価格が下落する場合は、下落分に加えて1円補助を追加。
（結果、下落分と合わせて市場価格が2円以上下がることもあり）
ex. 次の週に補助なし価格が2円下落した場合、下落分2円+追加1円引き下げ分により、初週より8円値下げとなる。但し補助は最大10円。

* 補助なし価格 = 今週の市場価格 + 前週の補助額 + 原油価格変動分 ※ガソリン全国平均小売価格を用いて算出。

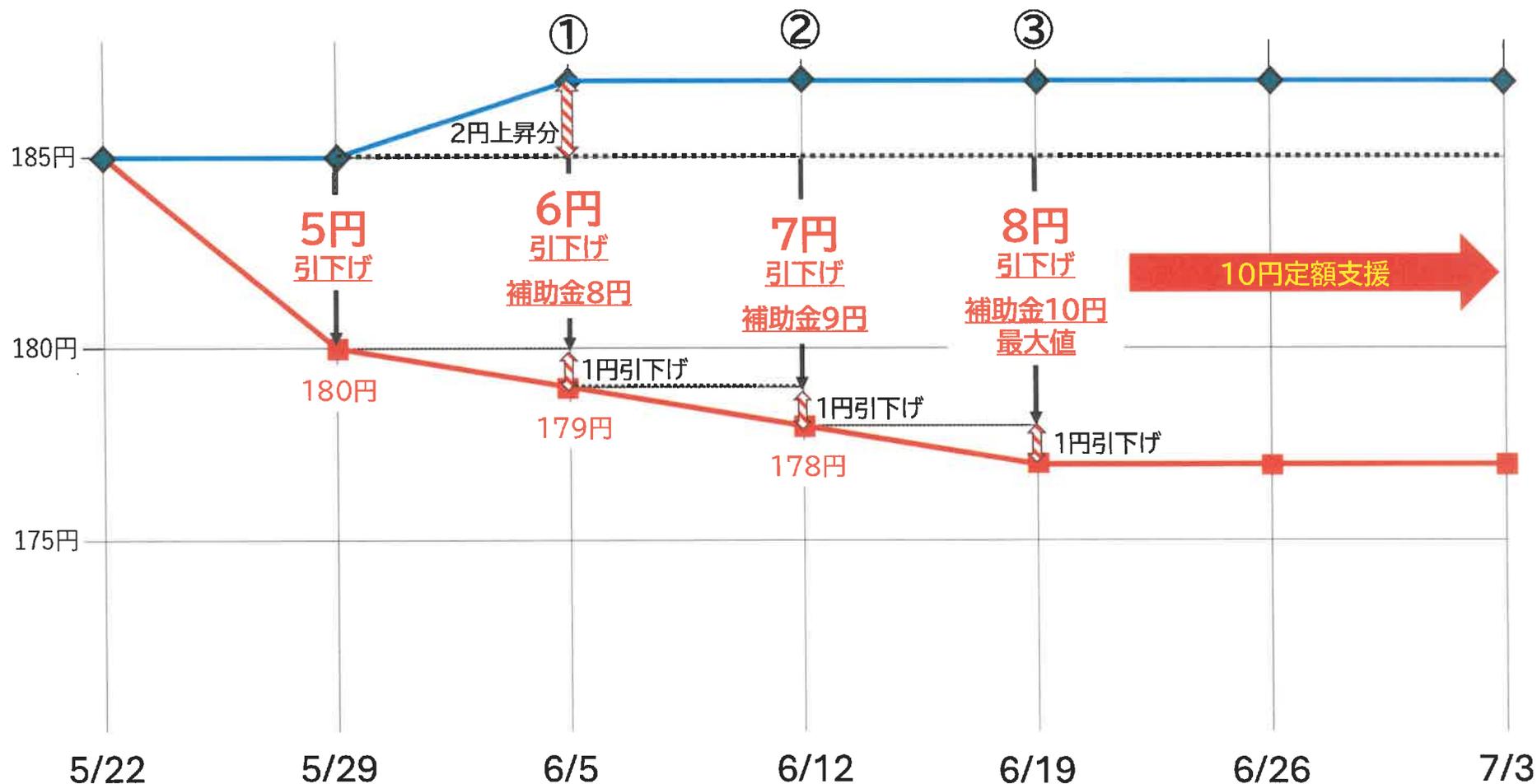
※ イメージ図は補助なし価格が一定の場合。実際の価格変動や定額10円の支援に至るまでの期間は、原油価格などの状況に応じて変化する。

【定額支援への段階的な移行のイメージ】



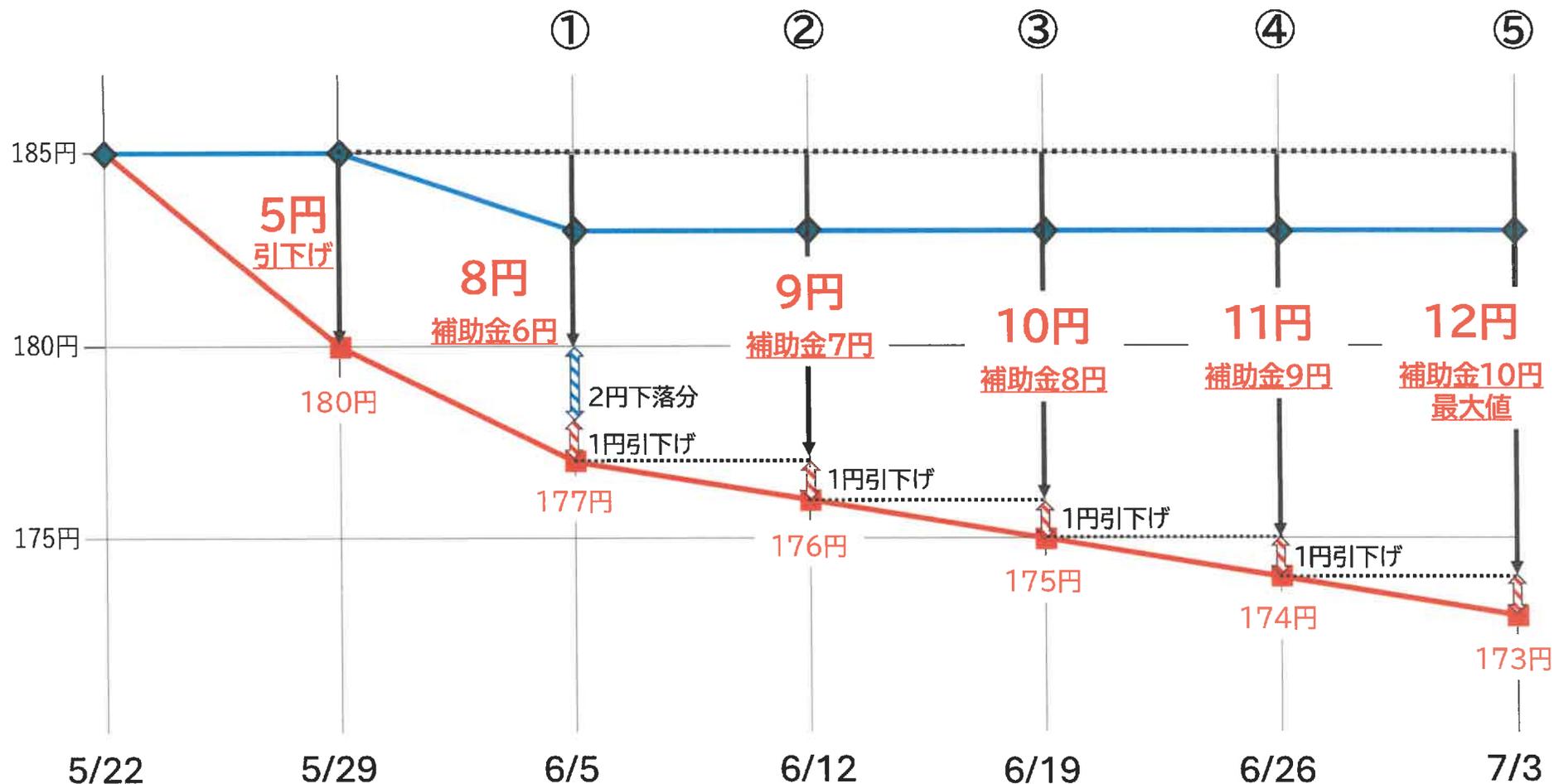
(注) 灯油・重油については、上限である5円に達するまでガソリン・軽油と同じ補助額とする。航空機燃料については、新制度開始の最初の週から定額4円とする。

補助なし価格が上昇した場合のイメージ



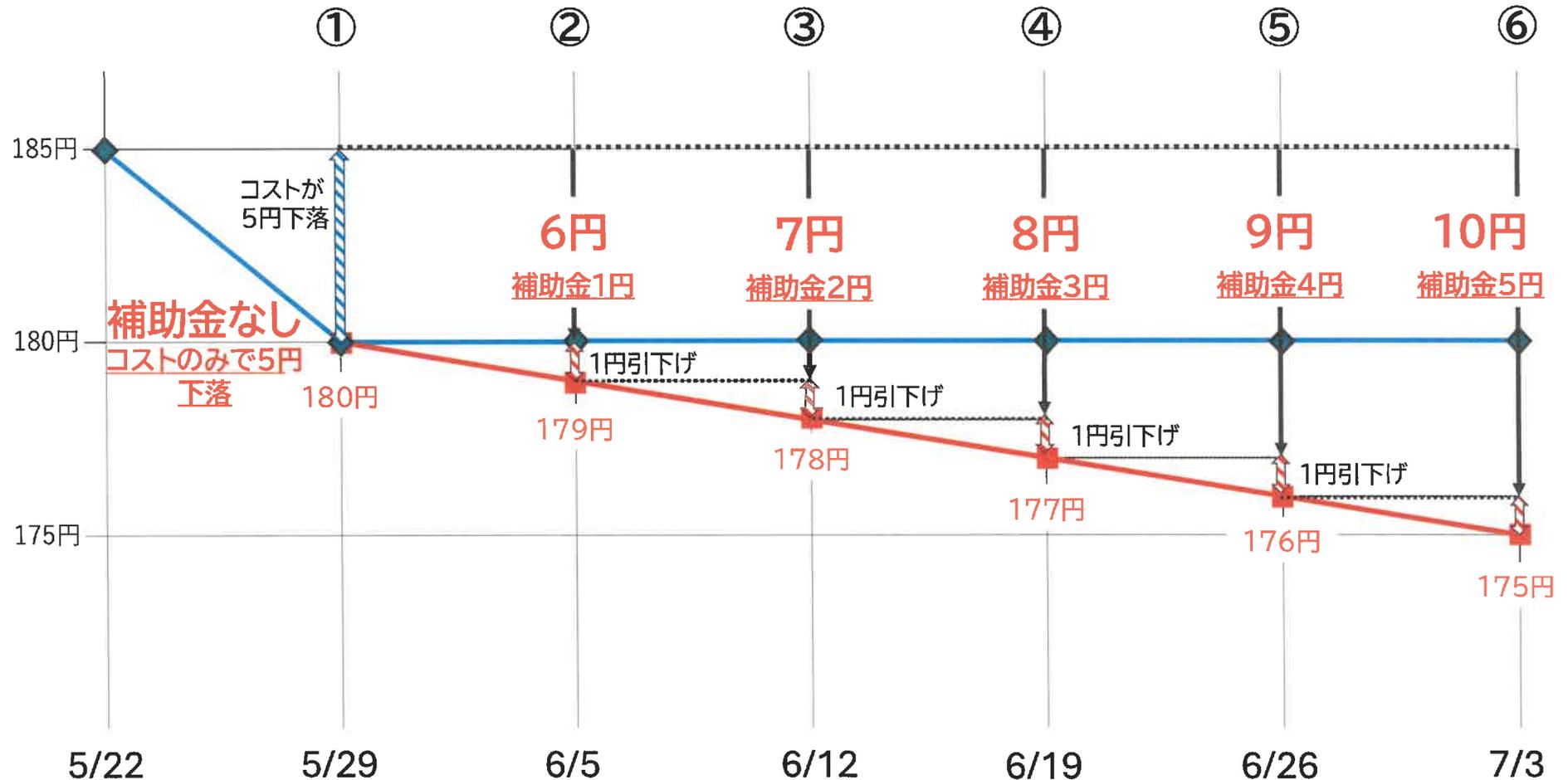
- ① 次の週に補助なし価格が2円上昇。上昇分を打ち消すため補助金2円+追加引下げのため補助金1円、計3円を追加して、補助金投入額は8円。これにより、初週より6円の値下げとなる。
- ② 追加引下げのため補助金1円追加。初週より7円の値下げとなる。補助金投入額は9円。
- ③ 追加引下げのため補助金1円追加。初週より8円の値下げとなる。補助金投入額は最大の10円。以降、定額支援。

補助なし価格が下落した場合のイメージ①



- ① 次の週に補助なし価格が2円下落。追加引下げのため補助金1円で補助金投入額は6円。市場価格が2円下落したことにより、初週より8円の値下げとなる。
- ② 追加引下げのため補助金1円追加。初週より9円の値下げとなる。補助金投入額は7円。
- ③ 追加引下げのため補助金1円追加。初週より10円の値下げとなる。
- ④ 追加引下げのため補助金1円追加。初週より11円の値下げとなる。
- ⑤ 追加引下げのため補助金1円追加。初週より12円の値下げとなる。補助金投入額は最大の10円。以降、定額支援。

補助なし価格が下落した場合のイメージ②



- ① 初週にコストが5円下落。初週より5円の値下げとなる。1度の価格変動が5円に抑えることから、**補助金の投入は0円となる。**
- ② 追加引下げのため補助金1円追加。初週より6円の値下げとなる(補助金の投入は初となるが、1円のみ投入となる)。
- ③ 追加引下げのため補助金1円追加。初週より7円の値下げとなる。
- ④ 追加引下げのため補助金1円追加。初週より8円の値下げとなる。
- ⑤ 追加引下げのため補助金1円追加。初週より9円の値下げとなる。
- ⑥ 追加引下げのため補助金1円追加。初週より10円の値下げとなる。**補助金の投入はこの時点で5円。残5円となる**

2025年4月25日

全国石油商業組合連合会
会長 森 洋 殿

資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室
室長 日置 純子
公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 取引企画課
課長 松本 博明

新たな燃料油価格支援策（燃料油価格定額引下げ措置）への移行に伴う 御協力について（依頼）

現行の燃料油価格激変緩和対策事業につきましては、現在、レギュラーガソリンの全国平均小売価格について、補助がない場合の予測価格が185円/L（以下「/L」を省略。）を超える分を全額支援しており、各SS事業者各位の御協力もあり、足元では全国平均で185円程度に小売価格を抑制してきているところです。

本事業につきましては、本年4月22日の総理発言にもあるとおり、新たな燃料油価格支援策（燃料油価格定額引下げ措置）へ移行することとなりました。

具体的には、以下のとおりです。

- (1) 当面、ガソリン等の当分の間税率（以下「旧暫定税率」という。）の扱いについて結論を得て実施するまでの間、足元の物価高にも速やかに対応する観点から、現行の燃料油価格激変緩和対策事業を組み直し、定額の引下げ措置を実施する。
- (2) 定額の引下げ幅（補助額）については、以下のとおりとする。
 - ・ 旧暫定税率が課されている、ガソリン・軽油：10円
 - ・ 旧暫定税率が課されていない、重油・灯油：5円、航空機燃料：4円
- (3) これらの新たな措置は、1ヶ月程度の周知期間を経た上で、5月22日から実施する。
- (4) なお、新たな措置への移行時において、補助後の小売価格の変動が大きくなるおそれがある場合は、流通の混乱が生じないように、段階的に対応する（1回あたりの価格変動幅を最大5円程度に抑えながら、定額に達するまで、段階的に引き下げ幅（補助額）を拡大する）。

卸売事業者に支給する補助額は、これまで毎週、原油の輸入価格等に応じて変動していましたが、今後、補助額が定額に達して以降は、その額で固定されることとなります（航空機燃料は当初から定額）。

つきましては、各事業者におかれましては、このような方針を御理解いただき、引き続き、卸価格及び適切な供給に要する費用を反映した適正価格での販売を心がけ、今後とも公正取引委員会による「ガソリン等の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」等の考え方を踏まえて適切に取り組んでいただくこと、また、独占禁止法違反と疑われるような行為をしないよう、法令遵守体制を確認・強化いただきますようお願いいたします。

資源エネルギー庁におきましても、今回の新たな措置について、消費者に対する積極的な広報に努めていきます。また、価格モニタリング調査は引き続き実施いたしますので、御協力いただきますようお願いいたします。

以上の内容につき、各 SS 事業者への周知を含め、ご協力の程よろしくお願いいたします。

◇本件に関するお問い合わせ先：

資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室：03-3501-1320

公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 取引企画課：03-3581-3371

令和7年4月25日

事業者各位

公正取引委員会事務総局
経済取引局取引部取引企画課
課長 松本 博明

新たな燃料油価格支援策（燃料油価格定額引下げ措置）への移行に伴う独占禁止法上の不当廉売の未然防止について（依頼）

公正取引委員会では、ガソリン等販売業における公正な競争を確保するため、「ガソリン等の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」（以下「ガソリン不当廉売ガイドライン」という。）を策定し、違反行為の未然防止を図るとともに、個別の事案に対して迅速・厳正に対処してきているところです。

現在、資源エネルギー庁において取り組んでいる燃料油価格激変緩和対策事業については、新たな燃料油価格支援策（燃料油価格定額引下げ措置）へ移行することとなりました。5月22日の同支援策実施日以降、政府が卸売事業者に支給する補助額は、これまで毎週、原油の輸入価格等に応じて変動していましたが、今後、補助額が定額に達して以降は、その額で固定されることとなります（航空機燃料は当初から定額）。同支援策に基づく補助額支給に伴い、今後、補助額を含めた実質的な燃料油の卸売価格が低下することが想定されますが、そうした状況の下、引き続き、卸売価格及び適切な供給に要する費用を反映した小売価格を設定する必要があります。

当委員会においては、ガソリン不当廉売ガイドラインに沿ってガソリン等販売業者による不当廉売等に迅速・厳正に対処していくこととしていますので、最近、不当廉売で注意等を受けている貴社におかれましても、このガソリン不当廉売ガイドラインを踏まえた適切な行動を採っていただくことにより、不当廉売の未然防止に努めていただきますようお願いいたします。

◇本件に関するお問い合わせ先

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課：03-3581-3371